

富里市消費生活相談員人材バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富里市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の消費生活相談体制の強化を図るため、消費生活相談員の採用に関し、就業を希望する有資格者の登録に必要な事項を定め、人材の確保を円滑に行うこととする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、富里市市民経済環境部商工観光課内に富里市消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(登録対象者)

第3条 人材バンクに登録できる者は、消費生活センターに就業を希望する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (2) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (3) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (4) 消費生活相談員の資格（国家資格）を有する者

(登録)

第4条 人材バンクに登録を希望する者は、富里市消費生活相談員人材バンク登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請に基づき、人材バンクへの登録を行い、登録者リストを作成する。

(登録情報の確認)

第5条 市長は、毎年度、人材バンクに登録者された者（以下「登録者」という。）の登録情報を確認することができる。

(登録情報の変更)

第6条 登録者は、登録情報に変更が生じた場合は、富里市消費生活相談員人材バンク登録変更届（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、その内容を確認の上、速やかに変更登録を行うものとする。

(登録情報の削除)

第7条 登録者は、人材バンクへの登録を辞退する場合は、富里市消費生活相談員人材バンク登録辞退届出書（別記第3号様式）を市長に提出するものと

する。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに届出の登録情報を削除しなければならない。

(登録者への情報提供)

第8条 市長は、隨時、次に掲げる事項に関し、登録者に対する情報提供を行うものとする。

- (1) 消費生活に関する講座、研修等の案内
- (2) その他消費生活相談員としての業務の遂行に有益と思われる情報等

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 人材バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利活動をしたとき。
- (3) その他消費生活相談員としてふさわしくない行為があったと市長が認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第10条 市長は、富里市個人情報保護条例（平成27年条例第34号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。